

観音寺市建設工事指名競争入札参加者資格基準

平成 19 年 4 月 17 日

告示第 80 号

改正 平成21年 5 月 12 日 告示第66-3号

令和 5 年 3 月 3 日 告示第40号

令和 7 年 3 月 31 日 告示第76号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第 2 項の規定に基づき、観音寺市の発注する建設工事に係る指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査（以下「資格審査」という。）の方法を定めるものとする。

(資格審査)

第 2 条 資格審査は、等級別の格付（以下「格付」という。）を行うことによって、これを行う。

2 資格審査は、その申請をした者が次の各号のいずれにも該当する者であるときに、これを行う。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条第 1 項の許可を受けている者
- (2) 資格審査の申請をする日の直前の10月 1 日のその者の営業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査をいう。以下同じ。）を受けた者

3 格付は、別表に掲げる種類及び等級により区分し、経営事項審査の結果及び他の事項に基づき、別に定めるところにより算定した総合点数により、これを行う。

4 資格審査は、格付を受けている者で次の各号のいずれかに該当するものが再審査の申請をしたときにも、これを行う。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、

その決定を受けた日を審査基準日とする経営事項審査を受けたもの

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、再生手続開始の決定を受けた日又は再審査の申請をする日の直前のその者の営業年度終了の日のいずれか遅い日を審査基準日とする経営事項審査を受けたもの

(資格審査の手続)

第3条 前条第2項の申請をしようとする者は、資格審査の申請書を別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

(1) 建設業許可証明書

(2) 営業所一覧表

(3) 工事経歴書

(4) 市内に営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）を有する者にあっては、観音寺市の市税（延滞金及び加算金を含み、個人の市税を除く。）に滞納がない旨の証明書

(5) 香川県内に営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）を有する者にあっては、香川県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人の県民税及び地方消費税を除く。）に滞納がない旨の証明書

(6) 法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税に、個人にあっては申告所得税、消費税及び地方消費税に未納の税額がない旨の証明書

(7) 経営事項審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(8) 委任状

(9) その他必要と認める書類

3 前条第4項の再審査の申請をしようとする者は、資格審査の申請書を別に指定する期間内に市長に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 第2項第1号から第8号までに掲げる書類
- (2) 技術職員名簿
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定書又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定書
- (4) 再審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (5) 定款、役員等の変更を証する書類（会社更生法に基づく更生手続開始決定後又は民事再生法に基づく再生計画認可後にそれらの変更があった場合に限る。）
- (6) その他必要と認める書類
(承継に係る資格審査)

第4条 格付を受けた者について、相続、営業譲渡、合併又は分割があったときは、相続人、当該建設業に係る営業の全部又は一部を譲り受けた法人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該建設業を承継した法人は、その承継の原因のあった日から30日以内に申請して、資格審査を受けることができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、資格審査の申請書に前条第2項各号に掲げる書類及びその承継を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

(参加資格)

第5条 格付を受けた者は、別表に掲げる設計金額に応じて指名競争入札に参加する資格を有する。

(特例参加資格)

第6条 前条の規定によるほか、特に緊急を要する場合その他特別の理由があると認められるときは、格付を受けた者をもって、指名競争入札に参加する資格を有する者とする。

(参加資格の取消し)

第7条 市長は、格付を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により格付を受けたと認めるときは、指名競争入札に参加する資格を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成19年4月17日（以下「施行日」という。）から施行し、平成19年度の観音寺市建設工事指名競争入札参加資格審査から適用する。

（経過措置）

2 この基準の施行日の前日までに公示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において平成19年度入札参加資格を有する者については、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。

（特例）

3 観音寺市の発注する建設工事のうち、指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の方法について、この基準に対する特例を必要とするものについては、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成21年5月12日（以下「施行日」という。）から施行し、平成21年度の観音寺市建設工事指名競争入札参加資格審査から適用する。

（経過措置）

2 この基準の施行日の前日までに公示した入札参加資格に係る審査を受け、施行日において平成21年度入札参加資格を有する者については、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。

（特例）

3 観音寺市の発注する建設工事のうち、指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の方法について、この基準に対する特例を必要とするものについては、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

（特例）

2 観音寺市の発注する建設工事のうち、指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の方法について、この基準に対する特例を必要とするものについては、別に定める。

る。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

工事の種類	等 級	指名基準設計金額
土木一式	特 A	5,000万円
	A	2,500万円
	B	1,000万円
	C	400万円
	D	200万円
建築一式	特 A	7,000万円
	A	2,000万円
	B	500万円
	C	300万円
	D	200万円
ほ装	A	200万円
	B	
解体	A	1,000万円
	B	200万円
その他	特 A	1,000万円
	A	500万円
	B	200万円